

公認スノーボードコーチ規程

(趣旨及び目的等)

第1条 本連盟公認規程に基づき、スノーボードの競技者育成・強化のために、公認スノーボードコーチ（以下、「公認コーチ」という。）の資格付与について必要なことを定める。

2 公認を受けた者は、競技界の先達として自覚と誇りをもってスノーボードの「競技者育成プログラム」に従って、ジュニアの競技者発掘育成からトップレベルの競技者の育成と競技力向上活動を積極的に実践し、その発展に務めなければならない。

(資格)

第2条 公認コーチは、A級、B級、C級の3種とし、全国共通の資格を有し、本連盟及び加盟団体の事業に参加・協力するものとする。ただし、各級の指導概要は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公認A級コーチは、国際レベル（ナショナルチーム）の競技者を指導の対象とする。
- (2) 公認B級コーチは、全国レベル（本連盟強化育成）の競技者を指導の対象とする。
- (3) 公認C級コーチは、地域レベル（加盟団体強化育成）の競技者を指導の対象とする。

(資格の認定)

第3条 前条の資格の認定は、スノーボード部小指導者資格委員会が実施する講習・検定会及び公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）が実施する講習会を受講・受検し、合格者を理事会において認定する。

(受講資格等)

第4条 公認C級コーチの受講資格は、次の各号に掲げる条件を満たしている者とし、所属加盟団体の推薦を受けたものとする。

- (1) 本連盟の登録会員であること
- (2) 受講年度の4月1日現在、20才以上であること

2 公認B級コーチの受講資格は、次の各号に掲げる条件を満たしている者とし、所属加盟団体の推薦を受け、本連盟が認めたものとする。

- (1) 本連盟の登録会員であること
- (2) 公認C級コーチを取得していること

3 公認A級コーチの受講資格は、次の各号に掲げる条件を満たしている者とし、所属加盟団体の推薦を受け、本連盟が認めたものとする。

- (1) 本連盟の登録会員であること
- (2) 公認B級コーチを取得していること

(講習・検定会等)

第5条 講習・検定会の実施については各加盟団体にカリキュラムを含めて別に公表する。

2 履修は、C級コーチ、B級コーチ、A級コーチの順に行うものとし、専門科目の移行措置、カリキュラム中の科目の免除は行わないものとする。ただし、国外コーチ資格取得者については、スノーボード部指導者小資格委員会において審査の上、科目の免除を行う。

3 受講期限については、日体協が実施する共通科目、本連盟が実施する専門科目ともに4年間とし、受講年度から4年度内とする。

(検定の可否)

第6条 公認C級コーチは、全科目受講後の筆記試験の結果、各科目60%以上の正答率により合格、各科目59%以下で且つ全科目総合正答率が60%以上の場合は不合格の科目のレポートによる再判定とする。ただし、再判定の結果、再び59%以下の正答率の場合は不合格判定とする。

2 公認B級コーチの専門科目は、全科目受講後の筆記・口頭試験の結果、各科目60%以上の正答率及び評価により合格、各科目59%以下は不合格とする。ただし、全科目総合正答率が60%以上の場合は、不合格の科目を次に開催される検定会において受検することができる。

3 公認A級コーチの専門科目は、全科目受講後の筆記・口頭・実技試験の結果、総合60%以上の正答率及び評価により合格、59%以下は不合格とし、再判定は行わない。

4 公認B級コーチ及び公認A級コーチの共通科目については、日体協の公認スポーツ指導者制度共通カリキュラムに準ずる。

(資格の更新)

第7条 資格の有効期限は取得年を含まず4年間とする。資格取得者は、資格有効期限が切れる6か月前までに2回以上の資格更新研修を受講しなければならない。ただし、公認B級コーチ又は公認A級コーチ専門科目を受講中の場合は、所持資格を更新とする。

2 公認コーチは、公認・登録等料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料、その他の登録料等と同時に加盟団体を経て本連盟に納入しなければならない。

(資格の喪失)

第8条 公認コーチが、次の各号に掲げる一に該当する者は、理事会の決定によって、公認コーチ資格を喪失するものとする。

- (1) 指導者として体面を汚すような行為があったとき
- (2) 公認料、年次登録料を納期までに納入しないとき
- (3) 資格の更新を怠ったとき
- (4) 資格更新検定で不合格となったとき

2 公認コーチの資格を返上したいときは、その理由を付し、加盟団体を経て、本連盟会長にその旨を届け出て、理事会において承認された者は、公認コーチの資格を喪失するものとする。

(資格の復活)

第9条 資格喪失後の資格の復活は、1年以内に、復活申請書に理由書を添付し、加盟団体を経て提出しなければならない。

2 資格更新研修を受講し、資格更新検定を受検しなければならない。

3 資格が復活するまでは、公認コーチとしての活動を停止する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成26年12月15日 制定

平成27年12月15日 改正